

内閣参質一〇八第二一号

昭和六十二年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 金 丸 信

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出売上税関連法案と沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出売上税関連法案と沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽

減措置の延長に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

沖縄の復帰に伴い定められた内国消費税及び関税に関する特別措置については、最近における沖縄の社会経済情勢等にかんがみ、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律」(昭和六十二年法律第四号)により、必要な期間延長されたものである。

沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置の取扱いについては、衆議院議長のおつせんによつて示されたところに従い、衆議院に設置された税制改革協議会における税制全般にわたる検討の推移を注意深く見守り、政府としては適切に対処してまいりたい。